相模原市農業委員会第11回会議議事録

開会日時 令和5年1月31日 午後1時36分

閉会日時 令和5年1月31日 午後2時59分

開催場所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出席委員 (○印)

1	青	木		齊	8	志	村	佳	男	15	八	木		石	美
2	齌	藤	憲	<u> </u>	9	阿	部		健	16	菱	Щ	<u> </u>		章
3	加	藤	正	博	10	髙	橋	Ξ	行	17)	藤	村	ì	幸	人
4	渋	谷	久	夫	11)	齌	藤	孝	之	18	天	野			明
5	斉	藤	嘉	之	12	扫	П	幸	男	19	加	藤	ì	重	_
6	大	塚	優	子	13	大	谷	健	_						
7	小	林	康	史	14)	西	東	邦	雄						

出席委員 18名

欠席委員 1名(7番小林康史委員)

傍聴人 0名

事 務 局 斉藤ますみ 伊藤和彦 松浦毅 濱端雄高 渡邉健司

議事録署名人 議 長	
議席12番	
議席16番	

会議に付した事件

日程	番号	件名
1		会務報告
2		農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告
3		農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告
4	議案第79号	農地法第3条の規定による許可申請について
5	議案第80号	農地法第3条の規定による許可申請について
6	議案第81号	農地法第4条の規定による許可申請について
7	議案第82号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
8	議案第83号	農地法第5条の規定による許可申請について
9	議案第84号	農地法第5条の規定による許可申請について
1 0	議案第85号	農用地利用集積計画の決定について
1 1	議案第86号	農用地利用集積計画の決定について
1 2	議案第87号	農用地利用配分計画の作成について
1 3	議案第88号	農用地利用配分計画の作成について
1 4	報告第61号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
1 5	報告第62号	農地所有適格法人の報告について
1 6	報告第63号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告につい て
1 7	報告第64号	非農地証明書の発行について
1 8	報告第65号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
1 9	報告第66号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長(阿部会長)

ただいまから、相模原市農業委員会第11回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は18名で、定足数に達しております。

本日、7番小林康史委員より欠席の旨通告がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、12番山口幸男委員、16番菱山喜章委員を御指名いたします。

本日の傍聴はないということです。

日程1 会務報告

議長(阿部会長)

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

斉藤事務局長に報告いたさせます。

事務局 (斉藤事務局長)

それでは、令和4年12月27日から令和5年1月30日までの主な会務につきまして報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

12月27日、一般社団法人神奈川県農業会議会長表彰が開催されまして、農業委員17名が出席しております。

続きまして、1月18日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。 本市からは、諮問1件、報告10件となっております。

続きまして、市関係でございます。

12月27日、農業委員会第10回総会を行いまして、農業委員17名が出席しております。

続きまして、1月11日、農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会を行いまして、 推進委員9名、農業委員9名が出席しております。また、1月12日、農地利用最適化 推進委員連絡会津久井地区部会を行いまして、推進委員10名、農業委員8名が出席し ております。内容につきましては、令和5年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に 関する意見に対する回答についてほかでございます。

続きまして、1月17日、第8回線引き見直しに係る検討会議が行われまして、伊藤 担当課長が出席しております。内容につきましては、第8回線引き見直しに係る検討会 議等設置についてでございます。

続きまして、1月19日、盛土規制法の施行に向けた説明会が行われまして、松浦所長が出席しております。内容につきましては、基礎調査実施要領の解説案についてほかでございます。

裏面を御覧ください。

続きまして、1月24日、第223回相模原市都市計画審議会が行われまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、第8回線引き見直しについてほかでございます。

続きまして、1月24日、役員会を行いまして、阿部会長が出席しております。なお、 菱山副会長への説明は1月25日に行っております。

続きまして、1月27日、宅地造成等規制法の一部改正に関する検討会議が行われまして、松浦所長が出席しております。内容につきましては、盛土規制法に関する動向についてほかでございます。

続きまして、2のその他でございます。

初めに、県関係ほかでございます。

1月27日、伊勢原市民文化会館小ホールにおきまして、令和4年度大山丹沢山系鳥 獣等問題市町村議員連絡協議会研修会が行われまして、菱山副会長が出席しております。 内容につきましては、野生鳥獣対策についてでございます。

続きまして、市関係でございます。

1月20日、第1回金原地区土地改良事業関係権利者全体会が行われまして、齋藤憲一委員、長谷川推進委員が出席しております。内容につきましては、金原地区の土地改良事業についてでございます。

続きまして、1月24日、令和4年度有機農業産地づくり推進事業技術講演会が開催 されまして、天野委員、加藤通一委員、押田推進委員、長谷川推進委員が出席しており ます。

続きまして、1月26日から28日、大塚委員宅におきまして、農地再生モデル事業 のみそ造りが行われまして、農業委員、推進委員のほか事務局職員が参加しております。 以上でございます。

議長 (阿部会長)

ただいまの会務報告について、何か御発言がございましたらお願いいたします。

17番(藤村委員)

松浦所長が出席されていた盛土規制の施行に向けた説明会、どんな内容だったのか、 変更か何かあるんでしょうか。

事務局 (松浦所長)

盛土規制の施行に向けた説明会がありました。もう1点、宅地造成等規制法の一部改 正に関する検討会議というのがありまして、この2点になろうかと思います。

実際に、1月19日の盛土規制の施行に向けた説明会に関しましては、これから基礎調査が行われるに当たって、今回、国でまとめられた案が出されて、これに基づいて市町村で実施してくださいという御説明があったところです。

これを受けまして、1月27日、盛土規制法に関する動向についてということで、庁 内の検討会が開かれています。この検討会議自体は市の幹部職員が出席し、19日の内 容を庁内にある程度周知させていただきながら、今後、ワーキング、市の検討組織をつ くりまして、そちらで詳細を検討していこうという説明がなされたところです。

実際には、規制地域の設定や、今後、相模原市内はどこにするのかということを審議していく形で、今回につきましては、ワーキングでそこを検討していきましょうと決定させていただいたところでございます。

以上でございます。

議長(阿部会長)

藤村委員、どうですか。

17番(藤村委員)

これからということですね。

議長(阿部会長)

ほかにございませんか。 よろしいですね。

議長(阿部会長)

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程 2 農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告

日程3 農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告

議長 (阿部会長)

続いて、日程2「農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告」及び日程 3「農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告」をいたします。 事務局に報告いたさせます。

事務局 (濱端総括副主幹)

それでは、まず初めに、1月11日に行われました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会の結果を報告します。別途配付されております報告資料を御覧ください。

議題(3)令和4年度利用状況調査結果に基づく遊休農地の解消等に向けた取組における聴き取り調査の進捗状況について、聞き取り調査の状況を推進委員に報告していただきまして、調査後にきれいになっていた農地を確認したことなどの報告がありました。また、聞き取り調査の中で、除草した草の処理に困っている話があったとの報告があり、農地で野焼きするに当たっては、事前に消防等に連絡するなどのルールがあることを説明しました。野焼きの手続については、庁内で調整して報告することとしました。

報告案件(1)令和5年度相模原市農地利用最適化推進委員連絡会等の開催について、 連絡会の開催時間について、農作業の関係から時期によって変更することはできないか との意見があり、開始時間について、今後、検討することとしました。

以上で、相模原市農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会の結果報告を終わります。

引き続きまして、1月12日に行われました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会 津久井地区部会の結果を報告します。別途配付されております報告資料を御覧ください。

議題(1)令和5年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見に対する回答について、緑区青野原でヤマビル対策として塩をまくことが効果的だったとの情報があり、塩を配付してはどうかとの意見がありました。市からの回答に対する質問として提出してほしい旨、回答しました。

議題(3)令和4年度利用状況調査結果に基づく遊休農地の解消等に向けた取組における聴き取り調査の進捗状況について、聞き取り調査の状況を推進委員に報告していただきまして、所有者から今後対応していくとの話があったこと、所有者が市外に住んでいる農地の調整が難しいことなどの報告がありました。

以上で、相模原市農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会の結果報告を終わります。

議長 (阿部会長)

ただいまの報告について、何か御発言がございましたらお願いいたします。 よろしいですか。

議長(阿部会長)

それでは、以上で、農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告及び農地利

用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告を終わります。

日程4 議案第79号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 (阿部会長)

続いて、日程4議案第79号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいた させます。

事務局(伊藤担当課長)

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第79号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請収受番号3-17から3-20は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和5年1月31日提出。相模原市農業委員会会長。それでは、2ページを御覧ください。

収受番号 3 - 1 7 は、南区新戸に住む譲渡人が所有する農地を、町田市に住む譲受人が経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は 1 ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は磯部と新戸の田、合計 2 筆、1,404㎡です。今後の作付は水稲を予定しています。なお、本件の農地は、令和4年12月27日に開催されました第10回総会において、家族間での財産整理のために所有権移転の3条許可をした農地の付近であり、同一譲受人が所有権を取得し、効率的な農地の活用を図るものと伺っています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地12 筆、7,268㎡で、全て適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が230日で要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断しました。

続きまして、収受番号3-18から3-20の3件は関連議案ですので、一括して説明します。

収受番号3-18は、南区大野台に住む譲渡人が所有する農地を、収受番号3-19は同じく南区大野台に住む譲渡人が所有する農地を、収受番号3-20は東京都稲城市に住む譲渡人が所有する農地を、それぞれ農地所有適格法人の株式会社フジックが経営規模拡大のために所有権移転を受けるための申請です。

株式会社フジックについて補足説明します。当該法人は、沼津市で約1.7~クタール、伊豆市で約0.3~クタール、伊豆の国市で約0.1~クタールの農地を耕作し、主にデコポンなどのかんきつ類、お茶、お米を作付している法人です。

南区大野台の農地を所有していた農地所有適格法人株式会社相模ファームと関係のある法人であり、本店所在地を沼津市から大野台に移転し、令和4年12月25日に、相模ファームを吸収合併しました。合併したことにより、株式会社相模ファームが所有していた大野台の農地約0.2~クタールと厚木市の農地約0.5~クタールについても株式会社フジックが所有することになり、引き続き、耕作していく計画となっております。これまでも静岡県内の複数の地域で広域的に耕作を行っている法人であることから、事務局としては、本市内の農地の管理についても、特に問題ないものと判断してお

ります。

続きまして、現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。申請地は大野台の畑、合計3筆、3,760㎡です。今後の作付はデコポン、温州ミカン、サツマイモを予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しております。全部効率利用要件については、市内の経営農地1筆、2,591㎡で、適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上を満たしております。法人要件については、農地所有適格法人の要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しております。なお、株式会社フジックが相模原市外で農地を所有し、耕作していることに関しては、各市町村から耕作証明を受け取って確認を取っております。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長 (阿部会長)

説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、地区担当委員さん、補足説明や御 意見はございませんか。

収受番号3-17については、斉藤嘉之委員、お願いいたします。

5番(斉藤委員)

事務局の言われたとおり、きれいに耕作されています。隣の田んぼも同一の人が耕作して、非常にいいと思います。問題ないです。

議長 (阿部会長)

ありがとうございました。

収受番号3-18から3-20については、中央区担当、髙橋三行委員、お願いいたします。

10番(髙橋委員)

私が現地を見に行ったところ、雑草のある荒れた畑だったです。それをこれからミカンやデコポンやサツマイモを栽培して、きれいになったらいいんじゃないかなと。これだけの広い面積でも、生産緑地の指定は受けていないんですね。そういうところがまた畑になってきれいになるということであれば、非常にいいことかなと思っています。多分、ここは観光農園的なことをやっているところでしょうから、市民にも喜ばれるのかなと考えております。審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長(阿部会長)

ありがとうございます。これより質疑に入ります。

17番(藤村委員)

2つあるんですけど、まず最初の収受番号3-17ですが、法律的、それから、近隣に田んぼを作られているということで、結構よろしい話ではないかと思います。ただ1点、この方は町田市の木曽で相模原に接していますから、相模原から近い人でそんなに問題ないと思いますが、近隣の農家さんとコミュニケーションがうまく取れるか。特に水田地帯ですので、そういったところは大事な要件じゃないかと。いかがなものでしょうか。

事務局 (伊藤担当課長)

この方は、たしか10年以上前、私が前に農業委員会にいたときに新規参入で入られた方です。現在まで十何年間、農業をされてきて、特に近隣農業者とのトラブルは伺っていませんので、地域に根差した農業をされています。

17番(藤村委員)

斉藤委員、どうですか。

5番(斉藤委員)

別に問題が起きるような人じゃなさそうです。何も出ていません。

議長(阿部会長)

もう一つ、あるんですね。

17番(藤村委員)

フジックの来歴についてはよく分かったんですが、既に耕作されている面積が 2, 6 0 0 ㎡、これは相模ファームから受け継いだ分ということでしょうか。

事務局(伊藤担当課長)

市内の面積につきましては、今おっしゃられたとおり、合併して引き継いだ面積になります。

議長 (阿部会長)

ほかに御発言ございますか。よろしいですか。

質疑なし

議長 (阿部会長)

それでは、採決をさせていただきます。

議案第79号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長 (阿部会長)

举手全員。

よって日程4議案第79号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第80号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長(阿部会長)

続いて、日程5議案第80号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局(伊藤担当課長)

それでは、4ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第80号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請収受番号3-21は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和5年1月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、5ページを御覧ください。

収受番号3-21は、権利設定者の東海旅客鉄道株式会社が、地下にリニア中央新幹線の軌道用のトンネルを建設するため、区分地上権を設定するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。申請地は緑区大島の畑、1筆、167㎡です。地下トンネル建設に伴う区分地上権についての説明は省略させていただきます。なお、旧相模原市域での農地の区分地上権については、宮下本町から大島方面にかけての地域が対象となる見込みです。

以上で説明を終わります。

議長(阿部会長)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長 (阿部会長)

よろしいですか。

「はいの声ー

議長 (阿部会長)

それでは、採決をさせていただきます。

議案第80号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長 (阿部会長)

举手全員。

よって日程5議案第80号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第81号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長(阿部会長)

続いて、日程6議案第81号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局(松浦所長)

それでは、6ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第81号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請収受番号4-1005は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和5年1月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、7ページを御覧ください。

収受番号4-1005は、申請人が所有する緑区川尻の農地、4筆、2,770㎡を仮設駐車場として一時転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は農用地区域内農地です。申請理由は、申請地に近接する場所でカタクリの里事業を毎年行っており、来園者用の仮設駐車場として一時転用するための申請です。一時転用の期間は、許可予定日が本件議決後の2月2日、終期は令和5年6月15日、期間は約5か月間となります。転用期間終了後は、カボチャ、マクワウリ、コスモスの作付を行う計画です。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣接地への土留め策として、既存擁壁高さ20cmを使用するとともに、周囲に単管パイプ柵を設置し、雨水については木チップ敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は広田小学校の南西約370mです。

以上で説明を終わります。

議長(阿部会長)

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明 や御意見はございませんか。

収受番号4-1005については、城山地区担当、西東邦雄委員、お願いいたします。

14番(西東委員)

1月27日に押田推進委員と現地を見てきました。現地は更地になっております。カタクリの里というのは、かながわの花の名所100選に選ばれているところで、シーズンには市内外からかなりの見学者が訪れるとのことです。近くに適当な駐車場もないので、御自分の所有地を使用することはやむを得ないと思います。よろしく御審議ください。

議長(阿部会長)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。御発言はございませんか。

質疑なし

議長 (阿部会長)

[はいの声]

議長 (阿部会長)

それでは、採決をさせていただきます。 議案第81号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長 (阿部会長)

举手全員。

よって日程6議案第81号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第82号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変

更申請について

日程8 議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長(阿部会長)

続いて、日程7議案第82号、日程8議案第83号については関連議案になりますので、2議案を一括して議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長 (阿部会長)

御異議なしと認めます。

それでは、議案第82号、議案第83号を一括して議題に供します。事務局に議案の 朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (伊藤担当課長)

それでは、まず、8ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第82号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について。別紙 農地の事業計画変更申請収受番号5-1は、農地法関係事務処理要領の規定により、変 更をする相当の理由があるので、意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和 5年1月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、9ページを御覧ください。

事業計画変更収受番号5-1について説明します。現地の状況については、スクリーンを御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。本件は、令和4年4月1日付で駐車場及び車両置場として転用許可を受けた農地について、転用者及び転用目的の変更を行うものです。変更理由は、不動産業を営む当初転用者が、近隣事業者からの要望を受け、駐車場及び車両置場を確保するための転用申請を行ったものの、許可後、その要望者が合併し、事業を縮小することとなったため、転用目的の実現が困難となったことから、別途、運送事業者が承継し、駐車場として転用するものです。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、ブロック積み1段から3段及びフェンス高さ150cmを設置し、雨水については雨水浸透施設を設置し、敷地内浸透とする計画です。申請地はふじ第二保育園の南西約1、470mです。なお、工事は未着手の状態です。

続きまして、関連議案となります議案第83号について説明します。それでは10ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う 所有権移転等許可申請収受番号5-28は、相当とする理由があるので、農地法第5条 第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付 するものとする。令和5年1月31日提出。相模原市農業委員会会長。 それでは、11ページを御覧ください。

収受番号5-28は、借受人のカリツー株式会社が、貸出人が所有する田名塩田3丁目の農地、1筆、2,430 ㎡に賃借権を設定し、駐車場として転用するための申請です。申請理由は、運送業を営んでおり、申請地は事業者の拠点である愛知県と取引先の福島県とのほぼ中間に位置し、申請地を荷物のいわゆるピストン輸送の拠点にすることにより、効率的な長距離運送を行うために新たに駐車場を確保するものです。現地の状況、農地区分、被害防除策については、先ほど事業計画変更収受番号5-1で説明したとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長 (阿部会長)

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明 や御意見はございませんか。

収受番号5-1及び5-28については、中央区担当、大谷健一委員、お願いいたします。

13番(大谷委員)

まず最初に、収受番号5-1については、周辺は資材置場、背中が山で、周りに迷惑になるようなところは全く見当たりません。いいんじゃないかと思います。

もう1点、収受番号5-28については全く問題ないと思います。

議長(阿部会長)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。御発言はございませんか。

質疑なし

議長 (阿部会長)

それでは、2 議案を一括して説明を行いましたが、採決についても一括とすることで 御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長(阿部会長)

御異議なしと認めます。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第82号、議案第83号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員举手

議長 (阿部会長)

举手全員。

よって日程7議案第82号、日程8議案第83号については、原案のとおり決定いたしました。

日程9 議案第84号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 (阿部会長)

続いて、日程9議案第84号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいた させます。

事務局(伊藤担当課長)

それでは、12ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第84号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請収受番号5-29から5-33及び5-1064から5-1069は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。なお、5-32及び5-33については、同法第5条第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、あらかじめ神奈川県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くものとする。令和5年1月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、13ページを御覧ください。

収受番号5-29は、不動産賃貸業を営む借受人が、譲渡人が所有する田名の農地、2筆、683㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、不動産賃貸業を営んでおり、建設業者からの要望により、工事車両の駐車場を新たに確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として安全鋼板高さ2mを設置する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立田名北小学校の北西約350mです。

続きまして、収受番号 5-30は、譲受人のHasnain International 1 有限会社が、譲渡人が所有する新磯野の農地、1 筆、495 ㎡の所有権移転を受け、車両置場へ転用する申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は 7 ページを御覧ください。農地区分は第 3 種農地です。申請理由といたしましては、中古自動車販売業を営んでおり、事業拡大のため、新たに車両置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存安全鋼板を活用するとともに、新たに安全鋼板高さ 2 mを設置し、雨水については砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立若草小学校の南東約 170 mです。

続きまして、収受番号5-31は、譲受人の株式会社RAVNOORが、譲渡人が所有する新磯野の農地、1筆、991㎡の所有権移転を受け、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、建築工事業を営んでおり、賃借中の資材置場及び駐車場を返却しなければならないため、新たに資材置場及び駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、安全鋼板高さ1.5mを設置する計画です。雨水については砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立若

草中学校の西約170mです。

続きまして、収受番号5-32は、譲受人の萩原土木開発株式会社が、譲渡人が所有する緑区大島の農地、5筆、3,092㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。農地区分は第2種及び第3種農地です。申請理由といたしましては、土木工事業を営んでおり、事業拡大のため、賃借中の資材置場を返却し、新たに資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、東及び南東側は既存コンクリートブロック3段を活用するとともに、北、西、南西側は土留め擁壁高さ60cm及び万能鋼板高さ2mを設置し、雨水については、道路後退部分は浸透舗装を施工し、場内は砕石敷き、道路付近は横断側溝及び浸透ますを設置し、敷地内浸透とする計画です。申請地は大沢まちづくりセンターの西約600mです。

続きまして、関連議案となります収受番号 5-33は、借受人の萩原土木開発株式会社が、貸出人が所有する緑区大島の農地、1筆、14㎡の使用貸借権を設定し、拡幅道路として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は 9ページを御覧ください。農地区分は第 3 種農地です。申請理由といたしましては、収受番号 5-32の転用において必要な道路拡幅の申請です。雨水については浸透舗装を施工する計画です。申請地は大沢まちづくりセンターの西約 600mです。なお、収受番号 5-32及び 5-33は、神奈川県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取いたします。

本庁分は以上です。

事務局(松浦所長)

それでは続きまして、津久井事務所管内の6件について説明いたします。引き続き、 15ページから18ページを御覧ください。

収受番号5-1064は、譲受人である株式会社萩原製作所が、譲渡人が所有する緑区青山の農地、5筆、1,687.67㎡の所有権移転を受け、工場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第2種、第3種農地です。申請理由は、製造業を営んでおり、事業拡大に伴い、新たに工場を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、RC擁壁高さ1m及びコンクリートブロック3段積みを新設するとともに、汚水は公共下水道に接続し、雨水については浸透トレンチ及び地下式貯留浸透設備を設置し、敷地内で処理する計画です。申請地は市立串川保育園の北西約280mです。

続きまして、収受番号 5-1065は、譲受人である株式会社プラストが、譲渡人の所有する緑区川尻の農地、4筆、2,254㎡の所有権移転を受け、駐車場及び資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は11ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、建設業を営んでおり、事業拡大に伴い、新たに駐車場及び資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、鋼板高さ3mを設置するとともに、雨水については砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立相模丘中学校の北約210mです。

続きまして、収受番号 5 - 1 0 6 6 は、譲受人である株式会社リ・バースが、譲渡人が所有する緑区青野原の農地、1 筆、4 8 7 ㎡に使用貸借権を設定し、駐車場及び資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は1 2ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、オートバイ販売、修理業を営んでおり、事業拡大に伴い、新たに駐車場及び資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、土留め鋼板高さ 4 4.5 cmを設置するとともに、雨水については砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は青野原診療所の西約 4 5 0 mです。

続きまして、収受番号 5-1067は、譲受人である有限会社八代が、譲渡人が所有する緑区中野の農地、1筆、1,486㎡の所有権移転を受け、宅地造成するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は13ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、不動産業を営んでおり、8区画の宅地を造成するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック1段から3段積み、L型擁壁高さ0.5mから2.8m等を設置するとともに、雨水については浸透施設を設置して、敷地内浸透とする計画です。申請地は市立中野小学校の西約350mです。なお、本案件は都市計画法との許可日調整を行っております。

続きまして、収受番号5-1068は、譲受人である特定非営利活動法人ふれあい自然塾が、譲渡人の所有する緑区与瀬の農地、2筆、2,729㎡の所有権移転を受け、老人ホームを建築するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、高齢者の体験事業等を行うNPO法人であり、法人の設立趣旨に基づき、老人ホームを建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック2段から3段積み、L型擁壁1mから1.5m等を設置するとともに、汚水は公共下水道に接続し、雨水については雨水浸透設備を設置して敷地内浸透とする計画です。申請地は相模湖総合事務所の南約40mです。

続きまして、収受番号 5 - 1 0 6 9 は、譲受人である株式会社積製作所が、譲渡人の所有する緑区吉野の農地、1 筆、5 5 5 ㎡の所有権移転を受け、駐車場及び資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は15ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、金属加工業を営んでおり、事業拡大に伴い、新たに駐車場及び資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策としてあぜ板波シート高さ30 cm及び土留め鋼板高さ38 cmを設置するとともに、雨水については浸透ますを設置して処理する計画です。申請地は市立ふじの幼稚園の南東約360 mです。

以上で説明を終わります。

議長 (阿部会長)

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明 や御意見はございませんか。

収受番号5-29については、中央区担当、大谷健一委員、お願いいたします。

13番(大谷委員)

この土地は、地権者も耕作者も親戚関係にあって、この土地の奥の方が耕作していました。将来、耕作する人が誰もいないもので、やむを得ないんじゃないかと思います。 周辺については、全く問題は起きておりません。

以上です。

議長(阿部会長)

収受番号5-30及び5-31については、南区担当、斉藤嘉之委員、お願いいたします。

5番(斉藤委員)

収受番号5-30は、前、残土か何かを置いてあったと思うんですが、これもきれいになっており、資材置場にするということで問題ないと思います。

収受番号5-31は、現在、耕作されているんですが、土留めをしっかりして建築資材置場にするということで、これも問題ないと思います。周りを見ると、ほかの土地はごみが多かったので、きれいになることを望んでいます。

議長 (阿部会長)

収受番号5-32及び5-33については、緑区担当、山口幸男委員、お願いいたします。

12番(山口委員)

収受番号5-32は北側が道路、西側も道路、東側は資材置場になっていました。南側に農地があるんですけれども、転用で何か悪影響が出るということはないと思います。ただ、境に万能鋼板を設置するとなっていますが、普通車でも擦れ違うのに狭い道で、すぐ横は住宅地なので、できれば万能鋼板でなく金網にしていただけると住環境には悪影響がないんじゃないかと思います。

以上です。

議長 (阿部会長)

ありがとうございました。

収受番号5-1064については、津久井地区担当、八木拓美委員、お願いいたします。

15番(八木委員)

1月27日に中島推進委員と現地を視察してまいりました。場所ですけれども、国道412号線で串川の地域センターの脇を上に上っていくような感じの信玄道と言われるところを上っていき、ちょうど中間辺りに、ここの農地はありました。現地については、きれいになっており、全く問題はないかと思います。上っていくという形だと、ちょっと傾斜があり、下に住宅地が密集していますので、土砂などの流出について気をつけていただければと思います。

以上です。

議長(阿部会長)

収受番号5-1065については、城山地区担当、西東邦雄委員、お願いします。

14番(西東委員)

1月27日に押田推進委員と現地を確認してきました。申請地は川尻八幡宮に隣接している農地で、神社と一体化したような里山の一部の場所かと思います。転用はやむを得ないかもしれませんけれども、譲受人には、今後、こうした環境を崩さないように、

適正な所有をしていくことを期待しています。

以上です。よろしく御審議ください。

議長 (阿部会長)

ありがとうございました。

収受番号5-1066については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いします。

16番(菱山委員)

1月26日に加藤推進委員と現地調査へ行ってまいりました。写真で見てもらうとガードレールみたいな矢印が見えますけど、国道から1mぐらい上がっているんですね。右側の矢印のところにコンクリートで上がる道がありまして、それを利用して、ここの畑を駐車場及び資材置場にするということで、事務局の説明のとおり、何ら問題ないと思いますので、御審議よろしくお願いいたします。

議長(阿部会長)

続きまして、収受番号 5-1067 については、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いいたします。

6番(大塚委員)

1月28日に高城推進委員と一緒に見てまいりました。場所的には大きな道路に面したところ、こちら側は細い道路がずっとあるんですけれども、そこの道路に面しているところは高い石垣が組んであって、農地は傾斜地の高いところで、地図を見ていただきますと、右側にも破線がずっと引っ張ってあるんですけれども、これは土手です。土手の下に50年、60年たっている町営住宅が2軒残っていて住んでいらっしゃいます。事務局とも話したんですけれども、業者は、こういうところにきちんと擁壁をしたり、また、お隣の前の畑のところは一応土留めをするということなので、きちんとした土留め対策、擁壁等ができれば問題なく、やむを得ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長(阿部会長)

ありがとうございました。

続きまして、収受番号5-1068については、相模湖地区担当、青木齊委員、お願いいたします。

1番(青木委員)

28日に岸推進委員と現地を確認いたしました。スクリーンの上のほうに白い建物があります。これが旧相模湖町役場の端でございまして、昔、その下が町の職員の駐車場でした。駐車場を返された後は、いろいろと耕作したり、雑草で荒れているときもあったんですけれども、ここ何年かは、きれいに整地されております。東側は相模湖町の中で、これほど広い土地はもう残っていないんじゃないかと思います。西側に住宅がありまして、初めに行ったときに、赤い線の中に3階建ての高級な老人ホームが建つという話を聞いております。西側に住宅があるので、残されたところをどうするんだと、最初説明がなかったものですから、袋状になってしまって、後で買う人が困るんじゃないかという話を地主にしましたら、ここも来月、申請が出るので、特に問題ないということでございますので、御審議をよろしくお願いいたします。

議長(阿部会長)

続きまして、収受番号5-1069については、藤野地区担当、天野明委員、お願い

いたします。

18番(天野委員)

加藤委員と26日に行ってまいりました。この敷地は南向きの傾斜地です。東側は畑になっているんですが、枯れ草が繁茂しているような状況でした。それと、この工場の屋根が少し、荷物を置くために雨よけの施設が造ってあるような状況でした。そのほかの部分については作物を作ったりしてありましたので、事務局の説明のとおり、問題はないと思います。

以上です。

議長 (阿部会長)

ありがとうございました。

事務局で補足説明がありますか。

事務局 (伊藤担当課長)

先ほど、山口委員から説明を受けた道路に接したところの鋼板について、補足説明させていただきます。我々も最初、転用相談を受けたとき、対象の道が狭いんじゃないということで、幅員 $2.9\,\mathrm{m}$ です。実際にここに入るトラックは $4\,\mathrm{h}$ ントラックということで、まず、転用の申請をする前段で、この道を $4\,\mathrm{h}$ ントラックが通れるか、両サイドは余裕があるかを確認しました。あわせて、通れるのが分かったところで、まず、この道路に面している所有者の方々から同意書を頂いています。次に、鋼板の縦の部分、ここも当然、住宅の生活道路になっています。ここについては、先ほど収受番号 5-33で、使用貸借で道路拡幅しますと説明しましたけれども、ここに面している道路の幅員は $2.74\,\mathrm{m}$ です。それでは当然、事業者も通行しづらいだろうということで、まず、ここを使用貸借で道路の部分として借りることにしました。幅員 $1.6\,\mathrm{m}$ ほど下がっております。ですので、この道路自体は総幅員 $4.3\,\mathrm{m}$ となっています。あわせて、この道路に面しているところは一方下がり、同じように道路部分として後退する計画になっております。当然、この道路に面している方々にも事業の説明をして、同意書を頂いているという経過になっております。よろしいでしょうか。

議長(阿部会長)

ほかに説明はいいですか。それでは、これより質疑に入ります。

2番(齋藤委員)

北側は畑があるのですか?

事務局 (伊藤担当課長)

北側は畑がございます。

2番(齋藤委員)

そこは鋼板か何かで結構高いのを立てるということで、日照権とかはないのでしょうか?

事務局(伊藤担当課長)

事業者には、高さについては説明するように、場合によっては調整するようにという ことで要請しております。

2番(齋藤委員)

分かりました。

収受番号5-1065は農振地区で農用地ではない場所で、駐車場及び資材置場とい

うことですけど、先ほど事務局の説明等で、高さ3mの鉄板を立てるとのことですが、この一番上に、慰霊碑があるんですね。それで、ここに道がずっと入っていて、県道からずっと入っていくところに川尻八幡宮があります。問題は、確かにここに駐車場はあるんですけど、この道から入っていくのに、どのくらい大きいトラックが入るのか分からないですけど、まず、ここを入ってくるのがどうなのかというのが1点と、私は傾斜だと理解していたんですけど、この場所は一段下なんですね。こっちに中学のグラウンドがあって、今、南側に駐車場があるんですけど、元の福祉センターがあったり、段になっている場所なんですね。問題は、この上の場所なんです。駐車場と資材置場ということで、2,254㎡ですからかなり大きい敷地で、どういう工事内容で行くのかが心配で質問させていただきました。

以上です。

事務局(松浦所長)

津久井事務所から説明させていただきます。

まず、敷地に関して、今、傾斜というお話がございました。確かに南側、今おっしゃっていただいた城山の旧保健センター、今、公民館になっていますけど、そちらに向かって傾斜している。反対、北西側もやはり傾斜で下っていて、今のところ、ここは丘のトップになるような地形になっています。傾斜自体は、敷地内では急傾斜になっているところは基本的にはなく、一番東側から南側にかけてアスファルトの道路が入っていますけれども、今、敷地に沿って高さ30cm前後でしょうか、コンクリートの擁壁が入っています。そこについては、事業者からは一番南東側を10mほど削って入口にして、そこからスロープ状で中に入っていくような計画をいただいています。一番大きいもので4トン程度の車が入ってくる。幅員については、今、道路は6mあるので、4トン車程度でしたら入れないことはないかなと。ただ、地元の方は御存じかもしれないですけど、結構、ここを散歩している方がいらっしゃいますので、私どもからも、よく注意するようにという話はさせていただいています。

鋼板の土留めが入るという中で、3 mの鋼板を立てるというお話は伺っています。北西側に農地が残っていますが、そちらに向かって、若干傾斜で下っていくという話になっていますので、土留めとしては必要な部分になるのかなと。ただ、隣接する農地の方には、3 mの鋼板が立つという話はさせていただいて、了解はもらっているということですので、私どもも、そちらについては特に問題はないかなと考えております。

そんな形になりますけれども、よろしいでしょうか。

2番(齋藤委員)

3mの鋼板というのはどこへ建てるんですか。

事務局(松浦所長)

基本的に、今頂いている図面ですと、コンクリート擁壁が南側の部分に全部入っていますので、ここを10m程度開けて、南東側が入口になります。残りの部分について、万能鋼板で敷地内を囲う。ただ、一番気になるのは、北側の畑との境目ですが、こことは少しセットバックして、それぞれ設置していくとおっしゃっていますので、特に隣地に影響がないような形で立てていただいているということで。

2番(齋藤委員)

特に道路側、道路の上の段だから、その場所をしっかりやらないと、雨などで上から

崩れてきた場合に、右上に慰霊碑が角にあるわけで、大変なことになる。これは国全体も、市も絡んでいることだから。それと、その右側、そこの一帯は川尻八幡宮で、道路の下は川尻八幡宮に上がる参道ですから、そこの道路は崩れないように、きちんとした工事をするように指導してもらいたいなと思います。あと、車が入るのに注意しないと、参道のすぐ横で、県道から入っていく道だから。

事務局(松浦所長)

そうですね、ちょうど川尻八幡宮の信号のところから入口になっていますのでね。

2番(齋藤委員)

下から上がっていくところだから、その点は十分注意してもらいたい。かなり大きいところなので。

事務局(松浦所長)

そうですね、敷地も大きいですし、道路自体も結構、通りが激しいところから入って くる形になっていますし、人も結構通るという話で、私どもからも事業者には再三話は していますけれども。

2番 (齋藤委員)

その点だけは指導してもらいたいなと思います。

事務局(松浦所長)

承知しました、ありがとうございます。

議長(阿部会長)

ほかに御発言はございますか。

質疑なし

議長 (阿部会長)

よろしいですか。

「はいの声ー

議長(阿部会長)

それでは、採決をさせていただきます。

議案第84号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長 (阿部会長)

举手全員。

よって日程9議案第84号については、原案のとおり決定いたしました。

日程10 議案第85号 農用地利用集積計画の決定について

議長(阿部会長)

続いて、日程10議案第85号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局(松浦所長)

それでは、19ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第85号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号4-1088から4-1092は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和5年1月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、津久井事務所管内の5件について説明いたします。20ページから21ページを御覧ください。

整理番号4-1088及び4-1089は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は16ページを御覧ください。契約期間は3年11か月、件数は2件、3筆、面積は998㎡です。

続きまして、整理番号4-1090及び4-1091は、耕作者変更を伴う更新の案件で、昨年末まで別の農業者や解除条件付法人が耕作していましたが、新規就農者認定を本農業委員会で昨年12月に行った借人が引き継いで利用権を設定するものです。契約期間は3年11か月、件数は2件、3 筆、面積は1.949 ㎡です。

続きまして、整理番号4-1092は、期間満了に伴い、更新で提出された申請で、 1件、1筆、1,028 ㎡となります。

以上で説明を終わります。

議長(阿部会長)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。 御発言はございませんか。

質疑なし

議長 (阿部会長)

それでは、採決をさせていただきます。

議案第85号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員举手

議長 (阿部会長)

举手全員。

よって日程10議案第85号については、原案のとおり決定いたしました。

日程11 議案第86号 農用地利用集積計画の決定について

議長 (阿部会長)

続いて、日程11議案第86号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局(伊藤担当課長)

それでは、22ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第86号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号4-369から4-373は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和5年1月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、23ページから24ページを御覧ください。案内図は17ページから 21ページを御覧ください。

整理番号4-369から4-373は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、相模原市農業協同組合の仲介により、農業者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数は5件で、筆数7筆、面積は合計7.539㎡です。

以上で説明を終わります。

議長(阿部会長)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長(阿部会長)

よろしいですか。

[はいの声]

議長(阿部会長)

それでは、採決をさせていただきます。

議案第86号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員举手

議長 (阿部会長)

举手全員。

よって日程11議案第86号については、原案のとおり決定いたしました。

日程12 議案第87号 農用地利用配分計画の作成について

日程13 議案第88号 農用地利用配分計画の作成について

議長 (阿部会長)

続いて、日程12議案第87号、日程13議案第88号については、同一の議案内容になりますので2議案を一括して議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

「 異議なしの声]

議長 (阿部会長)

御異議なしと認めます。

それでは、議案第87号、議案第88号を一括して議題に供します。事務局に議案の 朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (伊藤担当課長)

それでは、25ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第87号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号4-96から4-102は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により令和5年1月6日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長から意見を求められたので同意するものとする。令和5年1月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、26ページから27ページを御覧ください。案内図は17ページから 21ページを御覧ください。

整理番号4-96から4-102は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市農業協同組合から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。耕作者は、経営規模拡大のため、農地を確保するものです。件数は7件、9筆、面積は8,607㎡です。

続きまして、28ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第88号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号4-103は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により令和5年1月6日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長から意見を求められたので同意するものとする。令和5年1月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、29ページを御覧ください。

整理番号4-103は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市農業協同組合から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。耕作者は、経営規模拡大のため、農地を確保するものです。件数は1件で1筆、面積は1,176㎡です。

以上で説明を終わります。

議長 (阿部会長)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長 (阿部会長)

御発言ございませんね。

ただいま2議案を一括して説明を受けましたが、採決についても一括とすることで御 異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長 (阿部会長)

御異議なしと認めます。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第87号、議案第88号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長 (阿部会長)

举手全員。

よって日程12議案第87号、日程13議案第88号については、原案のとおり決定いたしました。

日程14 報告第61号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明に ついて

- 日程15 報告第62号 農地所有適格法人の報告について
- 日程16 報告第63号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地 利用状況の報告について
- 日程17 報告第64号 非農地証明書の発行について
- 日程18 報告第65号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
- 日程19 報告第66号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告に

ついて

議長 (阿部会長)

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員からの質疑のあった 案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はございますか。

事務局 (伊藤担当課長)

特にございません。

議長(阿部会長)

事務局からはございません。 皆様方からございますでしょうか。 よろしいですね。

[はいの声]

議長(阿部会長)

それでは、日程14報告第61号から日程19報告第66号についてを終わります。 以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第12回総会は、令和5年2月28日火曜日午後1時30分から開催する予定です。開催場所は産業会館3階大研修室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第11回総会を終了いたします。